



日司連発第 2160 号  
令和 6 年（2024 年）3 月 27 日

日本税理士会連合会  
会長 太田直樹 殿

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

改正犯収法への対応に係る連携について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 1 日に施行される、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）の改正により、特定取引を行うに際し求められる司法書士による取引時確認について、従来の本人特定事項に加え、①取引を行う目的、②顧客が自然人の場合は職業、顧客が法人の場合は事業の内容、③顧客が法人の場合、その事業の実質的支配者の本人特定事項の確認が追加されることとなりました。

これを受けて、当連合会では、上記確認事項を依頼者等から申告を受ける方法として記入する参考様式（犯収法第 4 条に係るチェックシート）及び周知用リーフレットを別添のとおり作成いたしましたので、参考提供いたします。

犯収法の改正により、特定取引の当事者は、司法書士からも取引時確認を受けることになるところ、貴連合会におかれましては、改正犯収法の趣旨に照らし、貴連合会の会員に対し、その旨ご周知いただきますようお願いいたします。

<別添資料>

- ・犯収法第 4 条に係るチェックシート
- ・周知用リーフレット

〔本件に関する問合せ先〕

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務課  
Tel 03-5925-8101（直通）／03-3359-4171（代表）